

福祉施策の充実について

近畿部会提出
説明担当 豊中市

社会的に不利な立場に陥った住民に対する社会保障施策の実施は、市町村にとって不可避の責務であるが、高齢化に伴う対象者の増大や、支援を必要とする一人ひとりが抱える困難の複雑化により、近年は施策需要が質量ともに増加の一途をたどっており、市町村としてはその実施にかかる財源確保に苦慮している。

これらの施策を今後においても持続可能とするためには、現状に適合した国制度の改革や、国と市町村での財源負担のあり方の適正化が不可欠と考えるものであり、下記の点について特にご配慮をお願いしたい。

記

1. 生活保護制度

- (1) 稼働可能層の就労自立を促進するため、生活保護制度に優先する「雇用・労働施策」を国の責任において実施するとともに、高齢者層については、生活保護から分離し、年金制度と整合した「生活保障制度」を新設されたい。また、生活保護との整合性を持たせるため、年金などの社会保障制度や最低賃金制度等を見直されたい。
- (2) 不正受給を防止するため、実施機関の調査権の強化や現物給付への転換などを図るとともに、貧困ビジネス事業者に対する適切な法規制を行われたい。
- (3) 医療扶助等（介護扶助、施術を含む）の適正化に向け、過剰な医療行為を審査・制限する仕組みや基準の設置、一部自己負担の導入、不正行為に対する罰則の強化など対策を講じられたい。
- (4) 各種生活支援サービスを提供している民間住宅に居住する高齢の生活保護受給者が、適切にサービスを受けられるよう、必要な措置を講じられたい。
- (5) 生活保護は憲法が保障するナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきであることから、国標準の査察指導員及び福祉事務所現業員（ケースワーカー）の配置にかかる人件費等を含め、必要な経費については、全額国庫負担とされたい。

2. 障害者福祉制度

障害者総合支援法における自立支援給付の内、訪問系サービスにかかる国庫

負担基準は、市町村におけるサービス支給実態を反映しておらず、市町村の財政負担を強いる状況である。

あらゆる障害者の継続的な地域生活の実現の観点から、国庫負担基準を撤廃し、市町村が支弁した額の2分の1を国が負担するよう財政措置を講じられたい。